

納期特例源泉所得税 納付のお知らせ

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、納付手続きを簡単にするため、年2回に分けて納付する納期の特例制度が設けられております。

今年の1月から6月までに支払った給与から徴収した源泉所得税は7月10日(水)が納期期限となっております。また、納付税額が無い場合でも給与支払総額を報告する義務があります。

商工会議所では源泉所得税納付相談をお受けいたしますので、源泉徴収簿や賃台帳等の関係書類をご持参の上ご来所下さい。

[源泉所得税納付相談会日時]

7月3日(水)～5日(金)午後1時～午後5時

◎都合の良い日時にご来所下さい。